

松本市緑化推進委員設置要綱

平成8年3月18日

告示第45号

改正 平成12年3月31日告示第73号

平成17年3月31日告示第91号

平成22年3月31日告示第182号

(目的)

第1条 この要綱は、「緑豊かな住み良いまちづくり」意識の高揚と、緑化事業の拡充強化を図るため、松本市緑化推進委員（以下「推進委員」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(推進委員の活動)

第2条 推進委員は、地区内における緑化の推進者として、樹木や草花が地域全般に行きわたるよう次の活動を行う。

- (1) 緑化行政（樹木や花に関する事業）への協力
- (2) 緑化相談及び指導
- (3) 緑化知識普及のための講習会、実技指導会等の開催

(推進委員)

第3条 推進委員は、次の条件を満たす者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 健康で活動的であること。
- (2) 緑化事業の経験者又は緑化に対する熱意のある者であること。
- (3) 住民から信頼される者であること。

2 推進委員の選出基準は、別表のとおりとする。

(任期)

第4条 推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の組織)

第5条 推進委員は、第2条に規定する活動を円滑に推進し、会員相互及び市との連絡調整を図るため、松本市緑化推進委員協議会を組織するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日告示第73号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第91号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第182号）

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分	推進委員数
第一地区	3
第二地区	3
第三地区	3
東部地区	3
中央地区	3
城北地区	3
安原地区	3
城東地区	3
白板地区	3
田川地区	3
庄内地区	3
鎌田地区	3
松南地区	3
島内地区	3
中山地区	3
島立地区	3
新村地区	3
和田地区	3
神林地区	3
笹賀地区	3

芳川地区	3
寿地区	3
寿台地区	3
岡田地区	3
入山辺地区	3
里山辺地区	3
今井地区	3
内田地区	3
本郷地区	3
松原地区	3
四賀地区	3
安曇地区	3
奈川地区	3
梓川地区	3
波田地区	3
その他市長が必要と認める者	若干名